

噛むこと健康研究会会則

第1条（名称）

本会は、噛むこと健康研究会と称する

第2条（所在地）

本会は次の場所に所在地を置く

埼玉県さいたま市南区沼影 3-1-1 株式会社ロッテ 中央研究所

第3条（目的）

本会は、噛むことと健康に関する研究の実施、情報・意見の交換を進め、噛むことの大切さを発信することを目的とする。

第4条（活動）

本研究会は、前条の目的を達するため必要な次の活動を行う。

- ① 噛むことと健康についての総合的な研究
- ② 噛むことと健康についての情報の収集・提供
- ③ 噛むことと健康に関する研究会の開催
- ④ その他目的を達するため必要な活動

第5条（会期）

本会の会期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6条（会員）

本会の会員は、本会の目的に賛同して入会する個人又は法人もしくは団体とする。

第7条（入退会）

1. 本会への入会希望者は、所定の必要事項を添えて、本会に入会を申し込み、本会の承認を受けるものとする。
2. 本会を退会しようとする者は、所定の退会届を本会に提出するものとする。

第8条（会員の権利）

会員は、本会の活動（研究会、研究情報交換会、セミナー、講演会等）に参加することができる。

第9条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当したときは、本会は、事務局の決定によりこれを除名することができる。

- ① 本規約の定めに違反したとき
- ② 滞納した会費を本会が指定する日までに支払わなかったとき
- ③ 本会又は他の会員の名誉・信用を傷つける行為があったとき
- ④ その他本会の目的に反する行為のあったとき

第10条（会費）

本会の会費を徴収する場合、理事会においてその金額及び徴収方法を定めるものとする。

第11条（役員）

1. 本会に次の役員及びアドバイザーを置く

- ① 代表理事 1名
- ② 理事 4名
- ③ アドバイザー 若干名

2. 役員及びアドバイザーは次の定めによって選任・選定される。

- ① 代表理事は理事の互選により選定される。
- ② 新たな理事は、理事の推薦を受けた会員の中から理事会により選任される。
- ③ アドバイザーは理事会によって会員の中から選任される。

3. 役員及びアドバイザーは以下の職務を行う。

- ① 代表理事は、本会を代表して、活動を統括する。
- ② 理事は、理事会を組織して、本会の活動を審議し、決議、執行する。
- ③ アドバイザーは、本会の活動に関して、その専門的知見に基づき、提言や助言を行い、本会の運営をサポートする。

4. 役員及びアドバイザーの任期は1年とする。但し、任期満了に際して理事会において別段の決議がなされない限り、当該役員もしくはアドバイザーは再任されたものとみなす。

第12条（理事会）

1. 理事会は、本会の運営方針を決定する最高の意思決定機関とする。

2. 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 代表理事が必要と認めたとき
- ② 過半数の理事から理事会の目的を特定して開催の請求があったとき

3. 理事会の議長は代表理事（代表理事に事故あるときは他の理事）が行う。

4. 理事会の議事は、出席した理事（委任状含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

第13条（事務局）

1. 本会は、本会の運営に関する事務を執行するため、事務局を設ける。
2. 事務局は、株式会社ロッテの社員により組織されるものとする。

第14条（会員以外の参加）

本会の会員以外の者が本会の活動に参加を希望する場合、当該参加希望者は理事及び事務局の承認を得た上で本会の活動に参加できるものとする。

第15条（雑則）

本規約に定めのない事項及び本規約の変更は、理事会において定めるものとする。

以上

2018年7月1日 制定

2024年11月15日 改定